

超 過 利 潤 計 算 書
2022年4月 1日から
2023年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)(①)	△ 6,631
送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)(②)	92
送配電部門の事業外損益(③)	1,274
送配電部門の特別損益(④)	-
インバランス取引等損益(⑤)	△ 11,594
インバランス等取引損益	△ 13,840
最終保障供給取引損益	2,195
調整後税引前送配電部門当期純利益(又は調整後税引前送配電部門当期純損失)(⑥=①-②-③-④-⑤)	3,596
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等(⑦)	1,005
調整後送配電部門当期純利益(又は調整後送配電部門当期純損失)(⑧=⑥-⑦)	2,590
送配電部門の事業報酬額(⑨)	11,143
追加事業報酬額(⑩)	△ 56
送配電部門の財務費用(株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。)(⑪)	3,545
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(⑫=⑧-⑨-⑩+⑪)	△ 4,950
うち想定原価と実績費用との乖離額	6,415

(記載注意)

- 1 インバランス取引等損益は、インバランス等の取引及び最終保障供給に係る収益からインバランス等の取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 2 インバランス等取引損益は、様式第1第11表のインバランス等収支計算書に記載されたインバランス等取引利益(又はインバランス等取引損失)の額とすること。
- 3 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益(基準託送供給料金に相当する額を除く。)から最終保障供給に係る費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)を控除した額とすること。
- 4 調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等は、法定実効税率を用いて算定すること。
- 5 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 6 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 7 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 8 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。